

生徒・保護者の皆様へ

令和3年9月17日
和歌山県教育委員会

通常の登校及び授業を再開するにあたっての留意事項

県内において、新型コロナウイルス感染症の感染者数は減少傾向にありますが、依然として予断を許さない状況が続いています。

しかしながら、実技・実習を伴う授業や、就職・進学に関する進路指導等を充実するために、通常の登校及び授業を再開します。

なお、この再開にあたっては、一人一人が十分な感染防止対策をはかり、安全・安心を確保することが必要なことから、各学校においては、これまで以上に下記の事項を徹底する指導を行いますので、御理解と御協力をお願いします。

記

I 登下校にすること

- 登下校での感染リスクを下げるため、公共交通機関を利用する場合は車中等での会話を控えるとともに、自転車や徒步による通学の場合も身体的距離を確保する。
- 授業及び部活動等の終了後は、寄り道等をせず、速やかに帰宅する。

II 学業や学校生活にすること

- 校内では、集まって雑談することを控えるとともに、マスクの着用、手洗いの励行や消毒の徹底など、基本的な感染症対策を徹底する。
- 授業等は、教室等の換気を常時行い、生徒同士の間隔を可能な限り確保するなど、感染症防止対策を万全に行った上で実施する。
- 学校行事については、この状況下での実施する必要性を十分に考慮した上で、感染防止策が十分に講じることが可能な場合に限って、必要最小限の規模や内容で実施する。
- 部活動は参加人数が増え、感染拡大が特に心配されることから、活動内容や練習時間はもちろん、それ以外の行動等においても感染リスクの低減を徹底する。

なお、活動については、「新型コロナウイルス感染症対策に係る和歌山県高等学校部活動ガイドライン」に沿って実施する。

- 昼食休憩等においては、教室や食堂等の換気を行い、座席配置の工夫、食事の前後の手洗いやマスク着用、黙食を徹底する。
- 新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があり、感染者や濃厚接触者等に対する誤解や偏見に基づく差別は絶対にしない。

III 臨時休業及び出席停止の取扱いに関すること

- ・ 生徒及び教職員等に感染が確認された場合、県教育委員会は、学校と保健所と連携を図り、保健所と相談の上、臨時休業の必要性を判断する。臨時休業が必要と判断した場合、感染の範囲に応じて、学校の全部又は一部を臨時休業とする。
- ・ 学校では、新型コロナウイルス感染症に関して、以下の場合、出席停止等の措置を行う。詳細は各学校に問い合わせること。
 - 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合
 - 濃厚接触者として特定された場合
 - 発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状により学校を欠席する場合
 - 新型コロナワクチンを接種する場合

IV 保護者の皆様に御協力していただきたいこと

- ・ 和歌山県からの「感染拡大防止に向けた県民の皆様へのお願い」を踏まえた感染予防と感染拡大防止にご協力いただき、家庭内での子供への感染防止をお願いします。
- ・ 毎朝、検温し、健康観察票に記入して、学校に提出してください。
- ・ 発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、医療機関等で診察を受けてください。また、PCR検査を受ける場合は、速やかに学校まで連絡をしてください。
- ・ 同居の家族についても、毎日健康状態を確認し、発熱や咳、味覚・嗅覚異常などの症状が見られる場合は、速やかに医療受診又は医療相談をお願いします。
なお、その際は生徒についても登校を控え、以降の対応について学校と相談してください。
- ・ 学校で発熱等の症状が見られた場合は、連絡をしますので、速やかに迎えにきてください。